

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(パキロビッド®パック)の
薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について(周知)

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「ニルマトレルビル/リトナビル」(販売名:パキロビッド®パック。以下「パキロビッド」という。)については、令和4年2月10日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されました。

本剤については、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、パキロビッドを配分してきたところです。

今般、製造販売業者(「ファイザー株式会社」をいう。)において本剤の安定的な供給が可能となったことから、令和5年3月8日に開催された中央社会保険医療協議会総会の承認を得て、本剤が薬価収載されることになりました。

つきましては、今後の本剤の医療機関及び薬局への配分等について、下記のとおりとしましたので、御了知いただくとともに、管内医療機関及び薬局への周知方よろしくお願いします。

記

1. 当面の間の本剤の配分について

本剤が薬価収載された後も、薬価収載品としての本剤（以下「一般流通品」という。）の流通が開始されるまでの間は、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビット®パック）の医療機関及び薬局への配分について」（令和4年2月10日付け事務連絡（令和5年3月3日最終改正））に基づき、引き続き、国が購入した本剤（以下「国購入品」という。）を配分することとします。

一般流通後は、国からの配分は企業との調整のうえ、終了する予定です。

現下の感染状況に鑑み、本剤を必要とする患者に速やかに投与できるよう、適切な在庫の確保など、状況に応じた本剤の配分依頼をお願いします。

2. 一般流通開始日及び一般流通開始以降の国購入品の取扱いについて

一般流通が開始される日及び一般流通開始に伴う国購入品と一般流通品の切替えに係る取扱いについては、追ってご連絡します。

【問い合わせ】

＜本件全体に関すること＞

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

Mail: corona-kusuri@mhlw.go.jp

TEL: 03-6812-7824（直通）平日 9:30～17:00

＜薬局に関すること＞

医薬・生活衛生局総務課（薬局担当）

Mail: hanbai-site@mhlw.go.jp